

# 新潟市有償刊行物取扱要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、市が作成する刊行物のうち有償で頒布することが適当と認められるものに関し必要な事項を定めることにより、市民への情報提供の充実を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所管課長 刊行物を作成する所管課の長（新潟市事務専決規程（平成19年新潟市訓令第9号）第2条に規定する課等の長）をいう。
- (2) 刊行物 事務事業の執行に伴い作成した文書、記録、図面等の印刷物及びそれらのデータを記録した媒体をいう。ただし、パンフレット、リーフレット、ちらし、広報紙その他これらに類するものを除く。
- (3) 有償刊行物 刊行物のうち、市民が研究、学習又は鑑賞のための資料等として入手を希望するもので、所管課長が指定するものをいう。

## （有償刊行物の指定）

第3条 所管課長は、その作成する刊行物のうち、有償で頒布することが適当であると認められるものについて、総務部総務課長と協議のうえ、有償刊行物の指定を行う。ただし、次の各号に該当するものを除く。

- (1) 一般に広く配布する必要があるもの
  - (2) 市民生活に係わる基礎的な情報を提供するもの
  - (3) 個別の事業目的を達成するために特定の対象者に限定して配布するもの
  - (4) 一般に公開することに適さないもの
- 2 所管課長は、前項により有償刊行物を指定した場合、有償刊行物指定通知書兼頒布依頼書（別記様式1）により総務部総務課長及び第6条第1項によりその他の場所において頒布する場合は当該所管課等の長に通知する。

## （指定期間）

第4条 有償刊行物の指定期間は、原則その指定する日の属する年度の末日から3年間とする。ただし、所管課長が必要と認める場合は、その定める期間とする。

- 2 所管課長は、第3条により指定した有償刊行物について、指定期間に満たない間において有償で頒布する必要がなくなつたと認めるとき又は指定期間を超えて頒布することが適当と認めるときは、その指定を取り消し又は指定期間を延長することができる。この場合、有償刊行物指定取消・期間延長通知書（別記様式2）により総務部総務課長及び第6条第1項によりその他の場所において頒布する場合は当該所管課等の長に通知する。

(頒布価格等)

第5条 所管課長は有償刊行物の頒布価格は、原則として印刷製本に係る実費その他所要の経費を基に決定する。ただし、特別の事由によりこれと異なる価格とすることが適当と認める場合は、その定める価格とする。

2 頒布部数は、有償刊行物の入手を希望する者の状況等を考慮して決定する。

3 第3条により指定した有償刊行物を新たに増刷する場合の頒布価格は、第1項にかかわらず当初決定した価格とする。

(頒布方法)

第6条 有償刊行物の頒布は、当該刊行物を作成する所管課及び市政情報室において行う。ただし、所管課長が、その他の場所において頒布することが適当と認める場合はこの限りでない。

2 有償刊行物の頒布にかかる収入は、当該刊行物の頒布を行う所管課等において収納する。

3 市民の求めに応じて有償刊行物を送付する場合は、その価格に相当する費用と送付に要する費用をあらかじめ徴収する。

(有償刊行物の無償頒布)

第7条 有償刊行物の頒布を行う所管課等の長は、次の場合には有償刊行物を無償で頒布することができる。

(1) 国又は他の地方公共団体から求めがあった場合

(2) 法令等の定めにより、当該有償刊行物の提供が義務付けられている場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、所管課長が無償で頒布することが適当と認める場合

(有償刊行物の管理)

第8条 有償刊行物の頒布を行う所管課等の長は、その頒布を行う有償刊行物について定期的に残部を確認するなど適正に管理しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に有償による頒布を行っている刊行物については、本要綱の規定にかかわらず当該刊行物の頒布に関する取り扱いによる。

附 則

この要綱は、平成３０年１１月１日から施行する。

有償刊行物指定通知書兼頒布依頼書

第 号  
年 月 日

様

課長

次の刊行物を有償刊行物に指定しましたので通知します。また有償頒布の価格、部数等を以下のとおりとしましたので併せて貴所属の窓口にて販売して下さるよう依頼します。

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 刊行物の名称  |                                    |
| 価 格     | 円／部                                |
|         | (価格決定の根拠)<br>(経費計) 円／ (印刷部数) 部 = 円 |
| 頒 布 場 所 |                                    |
| 依 頼 部 数 | 部                                  |
| 頒 布 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで                    |
| 担 当 課   | 部 課 (担当係 : )                       |
| 備 考     |                                    |

別記様式2

有償刊行物指定取消・指定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

課長

有償刊行物に指定した次の刊行物について以下のとおりとしましたので通知します。

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 変 更 種 別       | 指定の取り消し / 指定期間の延長 |
| 刊行物の名称        |                   |
| 指 定 日         | 年 月 日             |
| 頒 布 場 所       |                   |
| 当初頒布期間        | 年 月 日から 年 月 日まで   |
| 頒 布 終 了 日     | 年 月 日             |
| 取消又は延長<br>の理由 |                   |
| 担 当 課         | 部 課（担当係： ）        |
| 備 考           |                   |